

複数市町村で営農する

認定農業者の手続が簡単になります！



複数市町村で農業を営む農業者の場合は、市町村に代わって**都道府県**又は**国が農業経営改善計画の認定手続**を一括で行います。（2020年4月）から実施）

※ 現在、認定を受けている農業経営改善計画の有効期間中は、直ちに都道府県又は国への認定申請を行う必要はありません。

国・都道府県認定が始まります！

従来、複数の市町村で営農する場合は、それぞれの市町村に経営改善計画の認定申請を行う必要がありましたが、営農区域ごとに申請先を一本化します。

▶ A県のB市・C町・D村で営農している農業者が農業経営改善計画の認定申請を行う場合

【従来】



【見直し後】



国・都道府県認定の申請先

農業経営を営む区域が、複数市町村にまたがる場合、

- ・単一都道府県内に存する場合は都道府県知事
- ・複数都道府県にまたがる場合は国（地方農政局長又は農林水産大臣）

に認定を申請することになります。

（農業経営を営む区域が単一市町村の範囲内の場合は、従来どおり市町村に認定を申請します）

農業経営を営む区域		認定庁
単一市町村の区域内		市町村長
複数市町村にまたがる	単一都道府県の区域内	都道府県知事
	複数都道府県にまたがる	
	単一地方農政局の管区内	地方農政局長
	複数の地方農政局の管区にまたがる	農林水産大臣

電子申請による手続も可能になります！

2020年4月から電子申請手続が始まり、オンライン申請が可能になります。

※国・都道府県認定の電子申請手続から開始し、順次、市町村認定申請も可能となる予定です。

お問い合わせ先

	お問い合わせ先	住所 電話番号
中国四国農政局管内を超えて営農している方	経営局経営政策課	〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-1 TEL:03-6744-2143
中国四国農政局管内（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）で管内の県を越えて営農している方	中国四国農政局担い手育成課	〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 TEL:086-224-9414
香川県内で市町を越えて営農している方	県農業改良普及センター	
	【高松市、さぬき市、東かがわ市、三木町】	東讃農業改良普及センター TEL:0879-42-0190
	【小豆島町、土庄町】	小豆農業改良普及センター TEL:0879-75-0145
	【丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町】	中讃農業改良普及センター TEL:0877-62-1022
	【観音寺市、三豊市】	西讃農業改良普及センター TEL:0875-62-3075
	県農政水産部農業経営課 担い手・集落営農グループ	〒760-8570 高松市番町四丁目 1 番10号 TEL:087-832-3406

※書類の作成にあたっては、農業経営を営む区域を管轄する農業改良普及センター及び市町に相談してください。